

調布市立上ノ原小学校北校舎外部改修工事

図面リスト

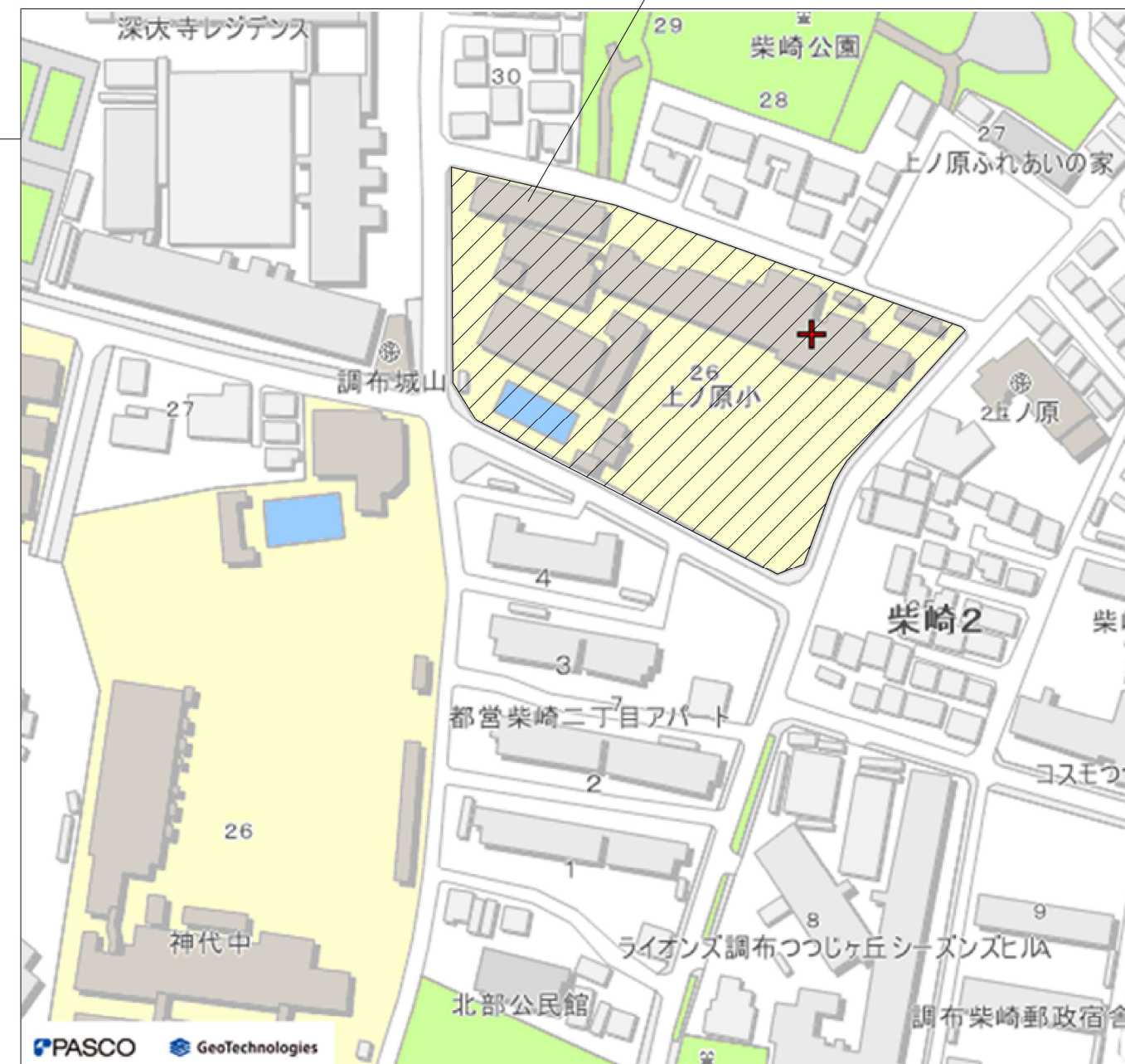
図面番号	図面名称	縮尺
A - 00	表紙・図面リスト	—
A - 01	特記仕様書 1	—
A - 02	特記仕様書 2	—
A - 03	案内図	S=Non scale
A - 04	配置図	1/500
A - 05	屋根伏図・立面図	1/200
A - 06	軒天伏図・見上図	1/200
A - 07	建具表	1/50
A - 08	矩計図・詳細図	1/20 1/30
A - 09	仮設計画図（参考）	1/300

設計図承認日 令和7年5月27日

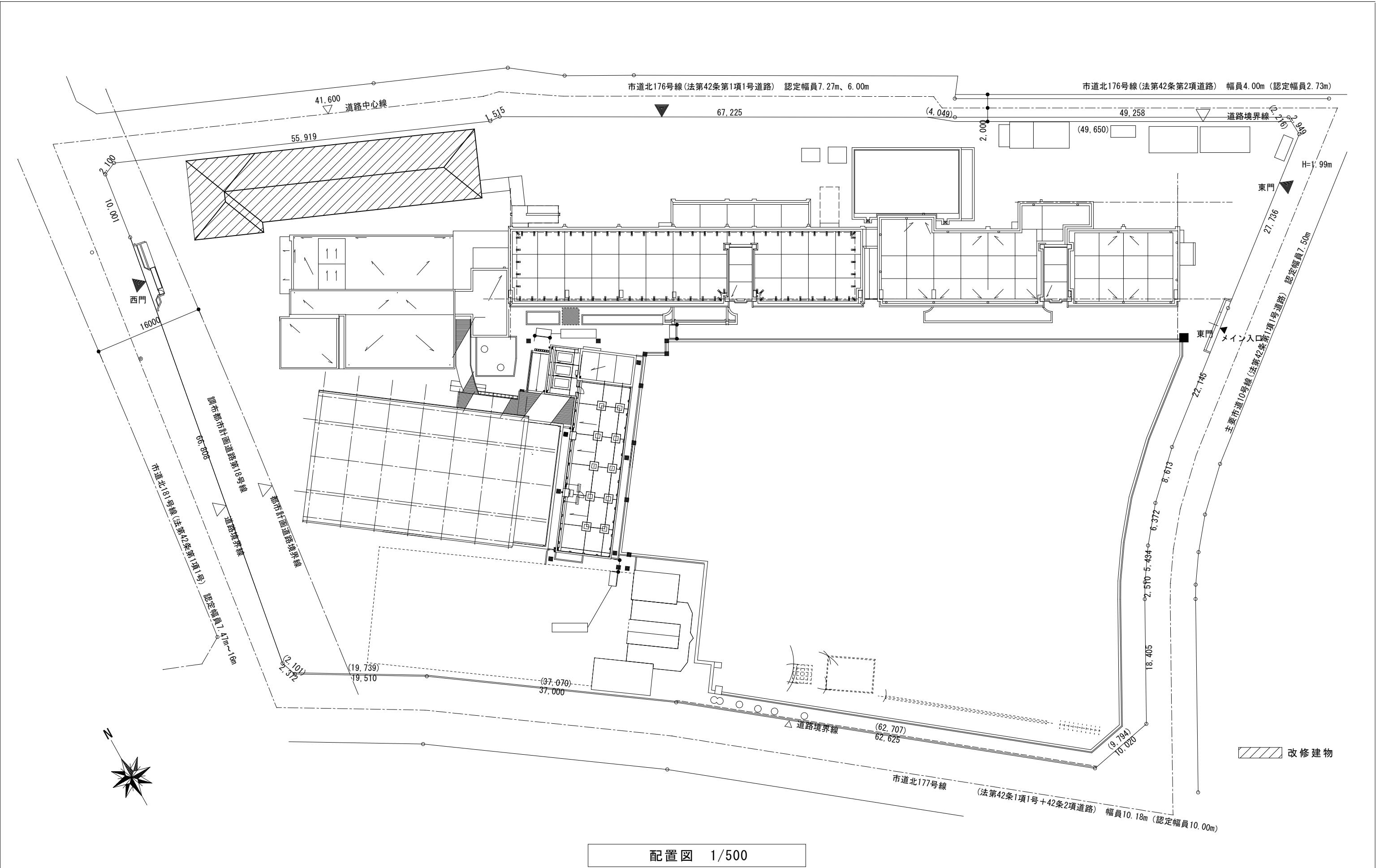
特記仕様書 第 1 編 共通事項 第 1 章 工事概要 1. 1 工事件名 調布市立上ノ原小学校北校舎外部改修工事 1. 2 工事場所 調布市柴崎2丁目26番地1 1. 3 工事内容 (1) 屋上防水改修工事 (2) 外壁改修工事 (3) 上記に伴う電気設備工事 第 2 章 一般事項 調布市庁舎は、「ISO14001」に基づいた環境マネジメントシステムを構築し、市庁舎内の組織が行う事業活動における環境配慮及び環境保全に関する行動を適切に実行することとしている。 この取組みには受注者の協力が不可欠であり、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たっては、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。 2. 1 適用範囲 (1) この特記仕様書は、東京都建築工事標準仕様書、東京都電気設備工事標準仕様書、東京都機械設備工事標準仕様書（令和5年版 以下「標準仕様書」という）に定めのない事項又はこれにより難い事項を定める。 この特記仕様書に記載されていない事項は、上記の標準仕様書により施工する。 (2) 本工事の設計図書等の優先順位は、次による。 1 質問回答書 2 特記仕様書 3 設計図 4 標準仕様書 とする。 (3) この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。 (4) 本特記仕様書の各項目の●については、本工事において適用されるものであることを示す。 2. 3 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置等 (1) 労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者として本工事の受注者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。 (2) 上記の指名に基づき、労働安全衛生法に規定する次の事項を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。 ア 統括安全衛生責任者 イ 元方安全衛生管理者 2. 5 工事の入札等について 入札（又は見積書の提出）にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。 第 4 章 施工区分 4. 2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い 本工事の施工に伴う光熱水費の支払は、次による。 ●発注者の負担とする。				第 2 編 工種別事項 第 1 章 総 則 第 1 節 共通事項 1. 1. 3 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者 (標準仕様書1. 1. 1. 5) (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第 3 項の規定により専任が求められる監理技術者等は、次の期間については工事現場への専任を要しない。 ● 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員からの工事の全部中止の通知により定める。 ● 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間 当該期間については、請負契約の締結後、監督員と協議の上、書面において定める。 なお、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作が可能である場合は、同一の監理技術者等がこれらの製作を一括して管理することができる。 ● 工事完了後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続、後片付け等のみが残っている期間 (3) 専任の監理技術者等が、技術研さんのための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについては、適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。 1. 1. 4 官公署その他への届出手続等 (1) 工事の着手、施工及び完了に当たり、関係法令等に基づく官公署その他の関係機関への必要な届出手続等を直ちに行う。 (2) (1)に規定する届出手続等を行うに当たり、届出内容について、あらかじめ監督員に報告する。 (3) 関係法令等に基づく官公署その他の関係機関の検査に必要な資機材、労務等を提供し、これに要する費用を負担する。 1. 1. 7 工事实績情報の登録 契約金額が 500万円以上の工事は、工事实績情報サービス（コリンズ）に基づく工事实績情報の登録を行う。 登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、（財）日本建設情報総合センター「JACIC」（ジャシック）に登録する。 【登録先】 一般財団法人 日本建設情報総合センター コリンズ・テクリスセンター 電話 (03)3505-0463 FAX (03)3505-8985 JACICのホームページを参照すること。 1. 1. 8 提出書類 受注者等が監督員に提出する工事請負契約関係の書面の書式、その提出部数等は、別に定める調布市総務部「請負者等提出書類処理基準及び請負者等提出書類処理要領」等による。 ただし、これに定めのないものは、監督員の指示による。				1. 1. 17 過積載の防止 本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」（東京都財務局）によるものとする。 「過積載防止対策マニュアル」は、東京都財務局ホームページを参照する。 第 2 節 工事関係図書 1. 2. 1 実施工程表 (4) 実施工程表は次のものを作成し、監督員に提出する。 ● 全体工程表（ネットワーク工程表とする。） ● 月間工程表 ● 週間工程表 1. 2. 2 施工計画書 (4) 2. 2. 4「仮囲い等」において指定された仮設の施工計画書について、監督員の承諾を受ける。 1. 2. 5 試験、施工等の記録 (3) 工事記録写真の撮影は、別に定める「財務局工事記録写真撮影要領」（東京都財務局）による。 また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。 ● 作成する。 エ 写真帳の提出は、次による。 ● 作成する。 1. 3. 5 施工条件 (1) 施工日及び施工時間は次による。 本工事は、現場閉所により実施する「週休 2 日制工事」である。 週休 2 日を前提に労務費を補正し、予定価格を算出しているため、週休 2 日が達成できなかった場合は労務費補正分を減額変更する。 詳細は「東京都財務局「週休 2 日促進工事」実施要領」及び「調布市週休 2 日制工事実施要領（以下、「調布市要領」）」を参照すること。 ただし、「調布市要領」における「経費」は「労務費」に読み替えるものとする。なお、交代制を行う場合は、着手日までに調布市へ必ず申し出ること。 また、実施方式は途中で変更することはできない。この場合は、「東京都財務局「週休 2 日交替制工事」実施要領」及び「調布市要領」を参照すること。 なお、「調布市要領」は、調布市ホームページから、東京都財務局の各要領は、東京都財務局建築保全ホームページからそれぞれ入手できる。 (2) 施工条件は、次による。 ● 工事中は、児童、教職員、近隣住民及び一般通行者等の安全に留意し事故のないように十分気を付けて施工すること。 ● 万一事故等により損害を与えた場合は、受注者の責任において円満に解決すること。 ● 本工事内の整理、清掃及び後片付けはその都度行い、飛散、転倒防止など安全管理や事故防止に努めること。 ● 工事に必要な関係機関との協議及び手続きは、受注者の責任において行うこと。 ● 工事着手後、仕上げの模様、色及び艶等は監督員の承諾を得ること。 ● 本工事は、令和7年12月12日までに完了検査に合格し引渡しを完了させること。 ● 放課後子ども教室事業「あそびバ」を設置しているため、運営に支障がないように、施設管理者及び監督員と協議、調整を行うこと。 ● 建築設備点検及び消防設備点検等の法定点検の実施に際しては、施設管理者と調整を行うこと。			
令和 7 年度	令和 7 年 5 月		調布市総務部営繕課	工事件名	調布市立上ノ原小学校北校舎外部改修工事	図面名称	特記仕様書 1	縮 尺	-	図面 No.	A-01

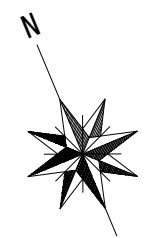
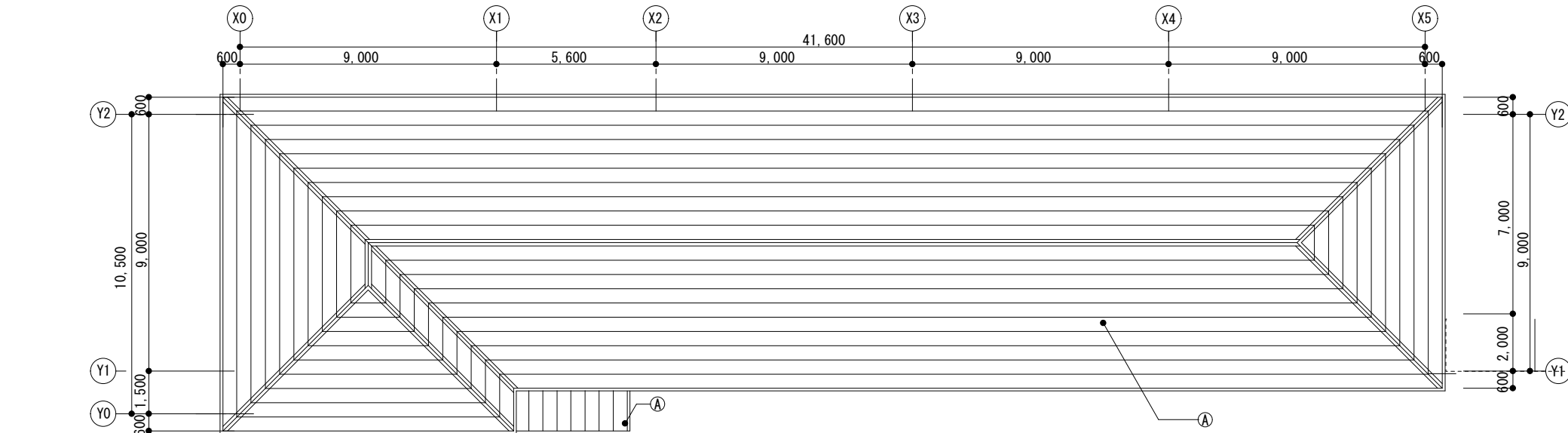
第4節 材料				第24章 外壁改修工事				2.1.3 施工計画書									
1.4.4 材料の検査等				第5節 仕上塗材仕上げ外壁等の改修				事前に、石綿障害予防規則第4条に定められた内容を盛り込んだ施工計画書を作成し、監督員に提出して承諾を得た後に施工する。									
(4) 試験機関の指定を受けた試験は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」に基づく試験機関の一覧表に示された（公財）東京都防災・建築まちづくりセンター、（一財）建築試験センター等のⅠ類の試験機関において実施する。なお、選定した試験機関は、監督員の確認を受ける。（東京都都市整備局ホームページに掲載されているので、参照すること。）（http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/bousai/kn_t07.htm）				24.5.2 材料				2.1.4 事前調査									
1.4.6 アスベスト含有建材の取扱い				(2)仕上塗材の種類等は、次による				工事対象となる全ての部材について、石綿が含まれているかを事前に設計図書等の文書と目視で調査し（事前調査）、事前調査結果報告書を監督員に提出すること。また、調査結果の記録を3年間保存すること。									
工事で使用する各種材料については、アスベストを含有する建材を使用しない				<table><tr><th>施工部位</th><th>種類（呼び名）</th></tr><tr><td>サイディング</td><td>超耐久低汚染型一液水性アクリルシリコン樹脂塗装</td></tr><tr><td>外部巾木</td><td>ポリマーセメント系基礎巾木用塗材</td></tr></table>				施工部位	種類（呼び名）	サイディング	超耐久低汚染型一液水性アクリルシリコン樹脂塗装	外部巾木	ポリマーセメント系基礎巾木用塗材				
施工部位	種類（呼び名）																
サイディング	超耐久低汚染型一液水性アクリルシリコン樹脂塗装																
外部巾木	ポリマーセメント系基礎巾木用塗材																
第2章 仮設工事				第27章 塗装改修工事				第2節 作業上の遵守事項									
第2節 縄張り、遣方、仮囲い及び足場等				第2節 下地調整				2.2.1 石綿含有材料の除去作業									
2.2.4 仮囲い等				27.2.3 鉄鋼面の下地調整の種別は、次による。				(1)アスベスト成形板の除去作業は、次の方法により行う。									
本工事の施工に当たり、別途指示する位置に、次の仮囲いを設置する。				<table><tr><th>種別</th><th>施工部位</th><th>備考</th></tr><tr><td>RB種</td><td>エントランス屋根鋼材</td><td></td></tr></table>				種別	施工部位	備考	RB種	エントランス屋根鋼材		ア アスベスト成形板の除去は、内装及び外部建具等の撤去に先立って行う。			
種別	施工部位	備考															
RB種	エントランス屋根鋼材																
● ガードフェンス H=1.8m(上部：養生シート、下部：巾木)				27.2.6 コンクリート面及びALCパネル面の下地調整の種別は、次による。				イ 除去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破片個所や換気扇等で粉塵が外部に飛散する恐れがある箇所をプラスチックシート等で塞ぐ。									
※結束はナイロン製ロープ等を使用すること				<table><tr><th>種別</th><th>施工部位</th><th>備考</th></tr><tr><td>RB種</td><td>外壁</td><td></td></tr></table>				種別	施工部位	備考	RB種	外壁		ウ アスベスト成形板の除去は、可能な限り破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。			
種別	施工部位	備考															
RB種	外壁																
● カラーコーン（ウェイト付） コーンバー				第8節 耐候性塗料塗り（DP）				エ 除去作業中は、アスベスト成形板を下記により常に湿潤な状態にして作業する。									
2.2.5 足場等				27.8.2 耐候性塗料塗りの種別は、次による。				●石綿飛散防止剤（湿潤剤）等の噴霧による湿潤化									
足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省基発第 0424001号 平成21年4月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は、(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。				<table><tr><th>種別</th><th>施工部位</th><th>備考</th></tr><tr><td>B種</td><td>鼻隠し、エントランス屋根鋼材</td><td></td></tr></table>				種別	施工部位	備考	B種	鼻隠し、エントランス屋根鋼材		オ やむを得ず電動工具等を使用して、アスベスト成形板を除去しなければならない場合等で、粉じんの飛散が飛散性アスベストの除去工事レベルになることが予想される場合は、吹付アスベスト及びアスベスト保温材等の除去作業方法に準じて作業する。			
種別	施工部位	備考															
B種	鼻隠し、エントランス屋根鋼材																
第3節 材料置場、下小屋その他仮設物				第10節 合成樹脂エマルジョンペイント塗り（EP）				カ 外壁等削孔掘削については集塵機能付きドリル（HEPAフィルター付）を使用する。									
2.3.4 監督員事務所及び備品等				27.10.2 合成樹脂エマルジョンペイント塗りの種別は、次による。				2.2.2 解体工事によって発生した廃材の集積・運搬									
監督員事務所の設置及び備品等は、次による。				<table><tr><th>種別</th><th>施工部位</th><th>備考</th></tr><tr><td>B種</td><td>軒天</td><td></td></tr></table>				種別	施工部位	備考	B種	軒天		(1)アスベスト成形板の廃材（石綿含有産業廃棄物）			
種別	施工部位	備考															
B種	軒天																
● 監督員事務所：設置しない。				第3編 その他				ア 作業において、破砕された廃材（石綿含有産業廃棄物）は、石綿飛散防止剤（湿潤材）等で湿潤し、十分な強度を有するプラスチック製の袋に入れる等、飛散防止の措置をする。									
第16章 建具工事				第1章 石綿処理に係る工事仕様				イ 運搬するまで現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め他の内装材と区別して保管し、シート等で覆うなど、飛散防止の措置をする。									
第2節 アルミニウム製建具				第1節 一般事項				また、保管場所には、石綿含有産業廃棄物（アスベスト成形板）であることの表示を行う。									
16.2.3 材料				2.1.1 適用範囲				ウ 収集・運搬は、産業廃棄物収集運搬業者が行い、運搬車両の荷台に覆いを掛けるなどの飛散防止を講じるとともに、運搬途中で振動等で破損しないようにする。									
(5) 防虫網は、合成樹脂製とする。				(1)この特記仕様書は、吹付け石綿及び石綿を含む建設材料（以下、「石綿含有材料」という。）を使用する建築物その他の施設の解体又は改修の工事（以下、「石綿含有建築物解体工事」という。）を施工する場合に適用する。石綿含有材料はすべての種類の石綿及びそれらをその重量の0.1%を超えて含有する物をいう。石綿含有材料の種類は、吹付アスベスト、アスベスト保温材、アスベスト成形板等で「建築物の解体等に係る石綿（アスベスト）飛散防止対策マニュアル」（平成29年12月東京都環境局）第2章による。下記URL参照のこと。 https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/air/air_pollution/emission_control/asbestos/manuals/scatter_prevention.html 尚、既に封じ込まれている吹付アスベスト等も吹付アスベストと同様の扱いとする。				2.2.3 工事現場の清掃									
第23章 防水改修工事				(2)この工事は、設計図書に従い施工するが、設計図書に明示されていない事項でも工事の性質上当然必要なものは、監督員の指示に従い施工する。				廃棄物の処理工事の終了時は工事現場及びその周辺に、石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくずが残存しないよう後片付け及び清掃を徹底する。									
第1節 共通事項				2.1.2 法令等の遵守				また、石綿含有材料の破片その他の石綿を含有するくず及び他の廃棄物は、次によるほか、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に定めるところにより処理する。									
23.1.4 改修工法の種類及び工程				施工にあたっては、大気汚染防止法（昭和43年法律97号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律137号）、労働安全衛生法（昭和47年法律57号）、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令21号）、建築基準法（昭和25年法律201号）、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年条例第215号）、建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル（平成29年12月東京都環境局）、アスベスト成形板対策マニュアル（平成29年12月東京都環境局）等、石綿処理に関する法律を遵守し、第三者に危害を与えることのないように施工する。諸法令の適用及び運用は受注者の負担と責任において行う。				● アスベスト成形板は、通常の産業廃棄物として安定型処分場で処分する。									
(1)防水改修の撤去及び下地処理工法の種類等は、次による				表23.1.2 シーリング改修の撤去及び下地処理工法の種類													
表23.1.2 シーリング改修の撤去及び下地処理工法の種類				<table><tr><th>施工部位</th><th>防水改修工法</th></tr><tr><td>外部建具周囲（サッシ枠含む）</td><td>シーリング再充填工法</td></tr></table>				施工部位	防水改修工法	外部建具周囲（サッシ枠含む）	シーリング再充填工法						
施工部位	防水改修工法																
外部建具周囲（サッシ枠含む）	シーリング再充填工法																
第7節 シーリング				23.7.2 材料													
				<table><tr><th>施工部位</th><th>シーリング材の種類</th></tr><tr><td>外部建具周囲（サッシ枠含む）</td><td>MS－2（変成シリコーン系）</td></tr><tr><td>サイディング目地部</td><td>PU－1（ポリウレタン系）</td></tr></table>				施工部位	シーリング材の種類	外部建具周囲（サッシ枠含む）	MS－2（変成シリコーン系）	サイディング目地部	PU－1（ポリウレタン系）				
施工部位	シーリング材の種類																
外部建具周囲（サッシ枠含む）	MS－2（変成シリコーン系）																
サイディング目地部	PU－1（ポリウレタン系）																
23.7.3 シーリング材の目地寸法																	
				<table><tr><th>施工部位</th><th>シーリング材の目地寸法</th></tr><tr><td>外部建具周囲、サイディング目地部</td><td>幅：10mm 深さ：10mm</td></tr></table>				施工部位	シーリング材の目地寸法	外部建具周囲、サイディング目地部	幅：10mm 深さ：10mm						
施工部位	シーリング材の目地寸法																
外部建具周囲、サイディング目地部	幅：10mm 深さ：10mm																
令和7年度	令和7年5月		調布市総務部営繕課	工事件名	調布市立上ノ原小学校北校舎外部改修工事	図面名称	特記仕様書2	縮尺	-	図面No.	A-02						

工事場所：調布市立上ノ原小学校
調布市柴崎2丁目26番地1

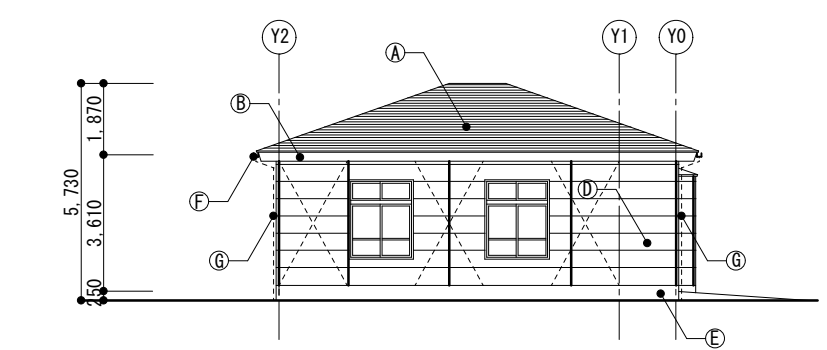
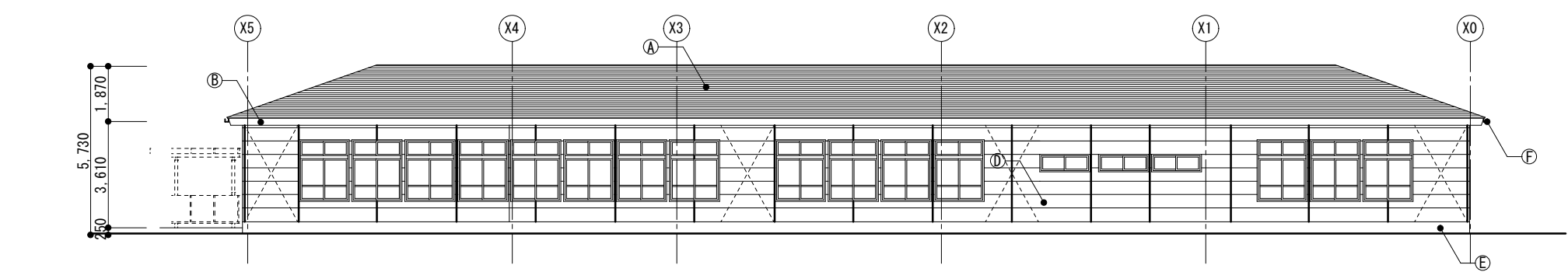
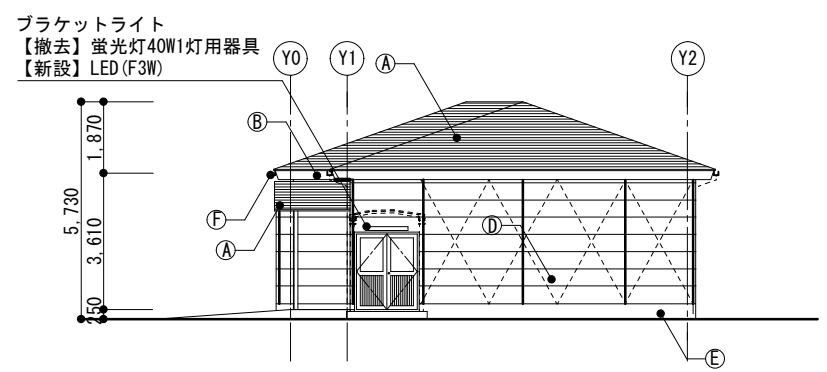
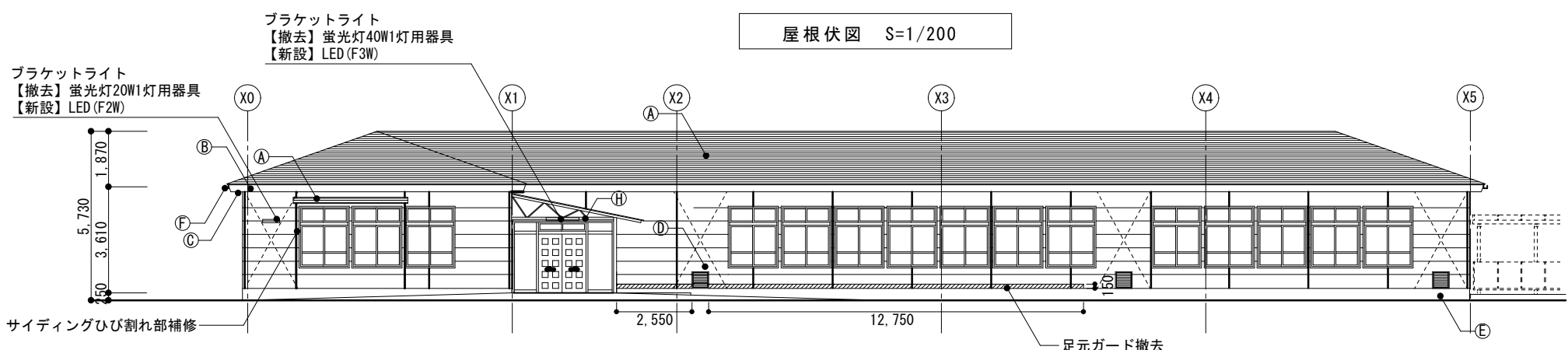


案内図



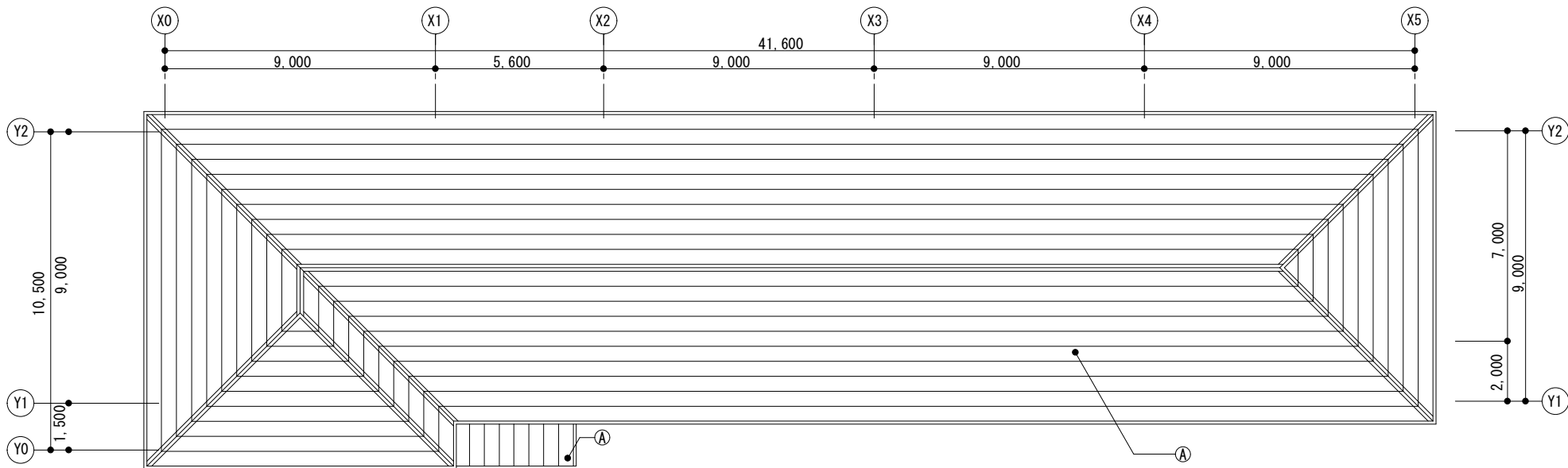


照明器具参考姿図			
F	LED ブラケットライト		
F2W	1480lm(防湿防雨型)	LBF3MP/RP-2-13	
F3W	2210lm(防湿防雨型)	LBF3MP/RP-4-20	
F2W			
F3W			

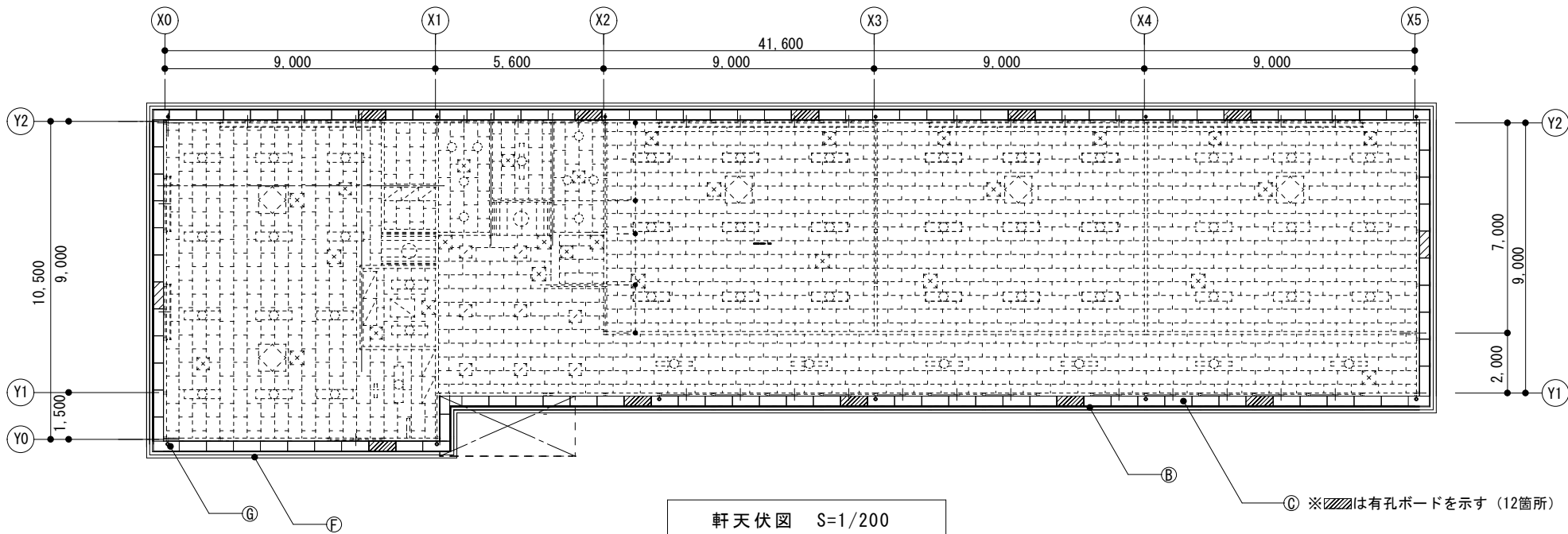


外部仕上表				
凡 例	場 所	仕 様		備 考
		改 修 前	改 修 後	
(A)	屋根	木毛セメント板【残置】、アスファルトルーフィング、カラーベストコロニアル葺【撤去】	下地調整のうえ、アスファルトシングル葺（雪止め千鳥配置@455）【新設】	
(B)	鼻隠し	ケイ酸カルシウム化粧板【残置】	下地調整のうえ、DP塗	
(C)	軒天	ケイ酸カルシウム板 t=6（一部有孔ボード）【撤去】	ケイ酸カルシウム板 t=10※（一部有孔ボード）のうえ、EP塗【新設】	※軒裏準耐火30分構造
(D)	外壁	鋼製胴縁パネル、防水シート t=0.15、窯業系化粧サイディングボードt=12【残置】	高圧水洗浄（10～15Mpa程度）・下地調整※のうえ、水性アクリルシリコン塗装	※ひび割れ部はシール材にて補修
(E)	巾木	RC【残置】	高圧水洗浄（10～15Mpa程度）のうえ、ポリマーセメント系基礎巾木用塗材	
(F)	軒樋	塩ビ製 W=120【撤去】	塩ビ製 カラーVP W=120【新設】	
(G)	縦樋	塩ビ製 75φ【撤去】	塩ビ製 カラーVP 75φ【新設】	※12箇所
(H)	エントランス屋根鋼材	SOP塗装【残置】	下地調整、弱溶剤形2液1液 樹脂さび止め塗料のうえ、DP塗	

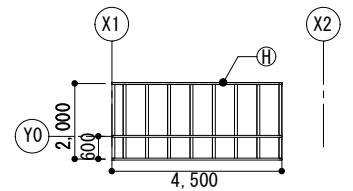
※サッシ周り及びサイディング縦目地部はシーリング打替え



屋根伏図 S=1/200



軒天伏図 S=1/200

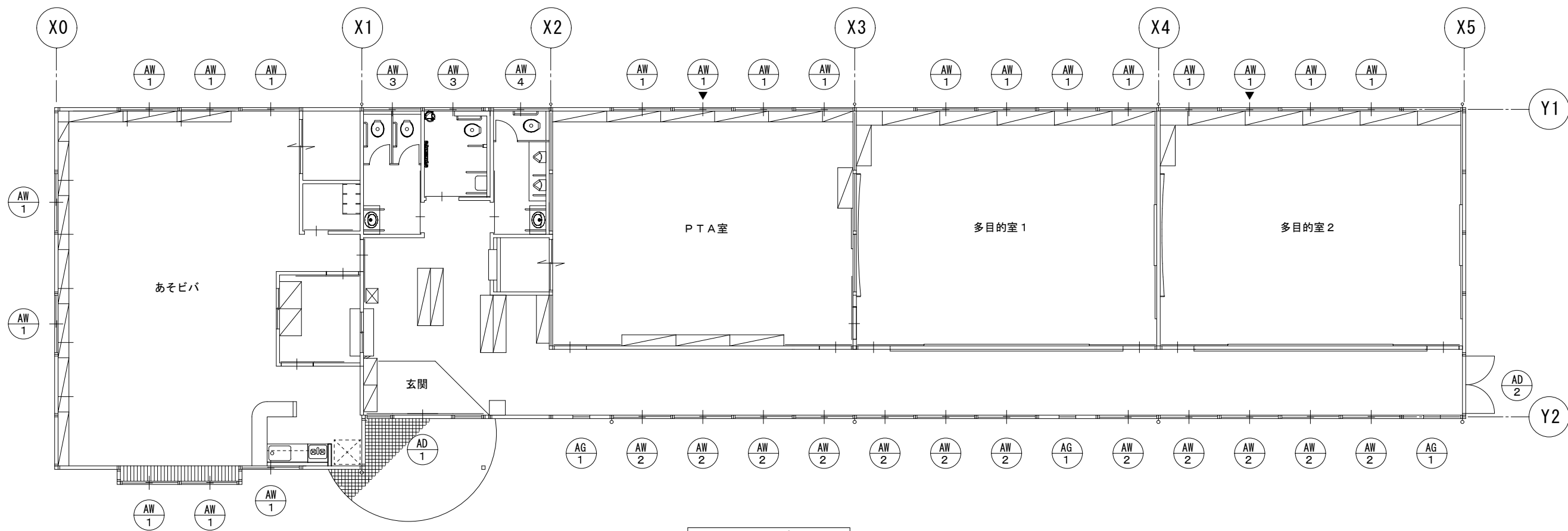


エントランス屋根 見上図 S=1/200

外部仕上表

凡 例	場 所	仕 様		備 考
		改 修 前	改 修 後	
Ⓐ	屋根	木毛セメント板【残置】，アスファルトルーフィング，カラーベストコロニアル葺【撤去】	下地調整のうえ，アスファルトシングル葺（雪止め千鳥配置@455）【新設】	
Ⓑ	鼻隠し	ケイ酸カルシウム化粧板【残置】	下地調整のうえ，DP塗	
Ⓒ	軒天	ケイ酸カルシウム板 t=6（一部有孔ボード）【撤去】	ケイ酸カルシウム板 t=10※（一部有孔ボード）のうえ，EP塗【新設】	※軒裏準耐火30分構造
Ⓓ	外壁	鋼製胴縁パネル，防水シート t=0.15，窯業系化粧サイディングボードt=12【残置】	高圧水洗浄（10～15Mpa程度）・下地調整※のうえ，水性アクリルシリコン塗装	※ひび割れ部はシール材にて補修
Ⓔ	巾木	RC【残置】	高圧水洗浄（10～15Mpa程度）のうえ，ポリマーセメント系基礎巾木用塗材	
Ⓕ	軒樋	塩ビ製 W=120【撤去】	塩ビ製 カラーVP W=120【新設】	
Ⓖ	縦樋	塩ビ製 75φ【撤去】	塩ビ製 カラーVP 75φ【新設】	※12箇所
Ⓕ	エントランス屋根鋼材	SOP塗装【残置】	下地調整，弱溶剤形2液1缶キシ樹脂さび止め塗料のうえ，DP塗	

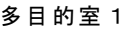
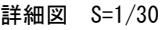
※サッシ周り及びサイディング縦目地部はシーリング打替え



建具キープラン

記号	名称	数量	AD 1	アルミ製引分け戸【清掃】	1	AD 2	アルミ製両開き戸【清掃】	1	AW 1	アルミ製引違い窓【清掃】 上部:アルミ製引き違い窓【清掃】	20	AW 2	アルミ製引違い窓【清掃】 上部:アルミ製引き違い窓【清掃】	12	AW 3	アルミ製引違い窓【清掃】	2	AG 1	アルミ製ガラリ【清掃】	3					
姿図・寸法																									
見込	仕上		100		アルマイト・EP	70		アルマイト	70		アルマイト	70		アルマイト	70		アルマイト	70		アルマイト					
硝子	網入透明t=6.8					強化透明t=4 腰：アルミパネル					強化透明t=4					網入透明t=6.8					強化型板t=4				
金物	引手、戸車					丁番（3枚）					クレセント、戸車、他付属金物一式					クレセント、戸車、他付属金物一式					クレセント、戸車、他付属金物一式				
	シリンダー・サムターン錠、ステンレスレール					サムターン錠、ドアチェック					網戸【防虫網張替（▼部2ヶ所）】					網戸					網戸				
備考	防火設備					フランス落し					防火設備					防火設備					開口率50％、FD付き、防虫網付				

※建具枠周囲及び水切り下についてはシーリング打替え

矩計図 $S=1/20$

1. 工事車両の搬出入時は交通誘導員による誘導とする。
2. 大型資材搬入における日時は事前に施設管理者及び監督員と協議すること。
3. ▲で示した出入口部分は施設利用者等の出入りに支障がないように努めること。
4. 現場事務所は、外部から室内が見えないように窓等は遮蔽すること。
5. カラーコーンは必要に応じて設置すること。

凡例

	手すり先行外部くさび緊結型本足場 W=900
	ガードフェンス H=1,800
	交通誘導警備員
	出入口

